

「消費者基本計画」と「消費者教育推進計画」との一元化について（案）

1 「消費者基本計画」と「消費者教育推進計画」の計画期間について

○消費者基本計画の計画期間 H 2 9 年度～R 3 年度 （5 年間）
（消費者基本条例に基づいて策定）

○消費者教育推進計画の計画期間 H 3 0 年度～R 4 年度 （5 年間）
（消費者教育推進法に基づいて策定）

(参考) 現行計画の構成

<現行>消費者基本計画

- 1 計画の位置づけ
- 2 消費者行政をめぐる最近の動き
- 3 計画の基本的な考え方
 - (1) 基本的な視点
 - (2) 施策展開の基本的な方向
 - (3) 基本理念
 - (4) 目指すべき将来像（5年後の姿）
 - (5) 基本方針
- 4 消費者行政施策の具体的な展開
 - (1) 消費者教育の推進
 - ・ ライフステージに応じた消費者教育
 - (2) エシカル消費の推進
 - ・ 食品ロスの削減
 - (3) 消費者志向経営等の促進
 - (4) 消費者の安全・安心の確保、被害の救済
 - ・ 消費者相談・被害防止体制の充実・強化
 - ・ 見守りネットワークによる高齢者や障がい者等の消費者被害防止
 - ・ 商品・サービス・商品取引の安全性確保
 - ・ 食品の安全性確保及び表示の適正化
- 5 消費者市民社会の「徳島モデル」形成に向けた取組
 - ・ 関係機関・関係団体との連携強化
 - ・ 全国発信、世界展開

<現行>消費者教育推進計画

- 1 計画改定に当たって（計画の位置づけ）
- 2 消費者を取り巻く現状と課題
- 3 計画における施策の方向
 - (1) 基本理念
 - (2) 目指す消費者像
 - (3) 目指すべき将来像
 - (4) 基本方針
- 4 具体的に取り組む施策
 - (1) 計画の体系
 - (2) 主な取組内容
 - ① ライフステージに応じた消費者教育の推進
 - ② 社会情勢の変化に対応した消費者教育の推進
 - ・ 成年年齢引下げへの対応
 - ③ 人や環境、社会、SDGsを意識した消費行動の推進
 - ・ エシカル消費教育の推進
 - ④ 消費者教育の担い手の育成・活用
 - ⑤ 消費者の安全・安心の確保に対する体制の構築
 - ⑥ 消費生活センターの機能強化
 - ⑦ 「徳島モデル」の消費者教育の推進
 - ・ 関係機関との連携体制の充実
 - ・ 「徳島モデル」の全国発信

2 両計画推進によるこれまでの成果

◆ 若年者向け消費者教育の推進 ～R4.4成年年齢引下げを見据え～

➤ 消費者庁作成「社会への扉」活用モデル **全国初**

- ・ 県内全ての高校等で授業実施
(公立・私立・特別支援学校含む全56校)



展開

➤ H30.2 **国の施策に反映** (4省庁連携) 「若年者への消費者教育の推進に関する アクションプログラム」

4 省庁連携！ 国を挙げた取組

- **R3は成年年齢引下げに向けた重要な1年**
「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの実施
 - ・ イベント、メディアを通じた周知
 - ・ 消費者教育コンテンツの充実・活用 など

国と歩調をあわせた本県の取組

➤ 発達段階に応じた教育教材の開発

- ・ H30 「中学生向け消費者教育教材」及び
- ・ R1 「小学生向け消費者教育教材」を
鳴門教育大学監修のもと新たに開発



戦略本部新プロジェクト

➤ R2 特別支援学校向け教育教材の開発

- ・ 検討会、ワーキンググループの徳島開催
- ・ 県内2校で試行授業を実施し、教材へ反映

国と歩調をあわせた本県の取組

➤ 「成年年齢引下げに伴う消費者被害防止一斉キャンペーン」

- ・ 啓発動画の全国公募と映画館での幕間上映
- ・ ポスターやチラシ、タウン誌での戦略的な情報発信
- ・ 若者が気軽に活用できる「SNS消費者相談」の開設 など

◆ 見守りネットワークの推進 ～誰ひとり消費者被害にあわないために～

【平成30年度末に **全国初** 全市町村での協議会設置完了】



神山町では、郵便局員や新聞配達員の見守りにより安全・安心の向上へ



小松島市では、消費者ボランティアが参画し、積極的な啓発活動を展開



今後の本県の取組

- ・ 今年度中に県が県内すべての「見守りネットワーク」に参画し、「広域情報と地域情報」を共有
- ・ オンライン研修等によりデジタル化の加速や電子商取引の拡大による「新たな消費者トラブル」に対応

新次元の情報共有体制へ

◆ エシカル消費の普及・推進 ～多様な主体で連携～

- **地方初** H29.7「**とくしまエシカル消費推進会議**」設置
(会長：四国大学)
・消費者、事業者、行政等で構成するエシカル消費の推進母体
- 「**エシカル消費自主宣言**」事業者の募集
・**49事業者・団体** (R3.6末)が、「エシカル消費の推進への思い」を宣言
- **全国初** H30.10【議員提案】
「**徳島県消費者市民社会の構築に関する条例**」の制定



(通称：エシカル条例)

エシカル消費を
「地域の活性化、雇用なども含む、
人、社会及び環境に配慮した
思いやりのある消費行動」と定義

- **R3.4「徳島版SDGs×消費者教育デジタル教材」活用開始**
・持続可能な社会につながる「エシカル消費」の取組等からSDGsが学べる教材

⇒ **消費者教育教材資料表彰2021**
優秀賞受賞！ 3年連続受賞

⇒ 本県の**拡大「GIGAスクール」**を活用する**小・中・高一貫の新教材**



[徳島県GIGAスクール構想]

(国)「公立義務教育段階」が対象

(徳島県) **県立高校・特別支援学校高等部・私立高校も対象に**

1人1台端末を実装

◆ 消費者志向経営の推進 ～消費者視点での経営～

- **地方初** H29.10「**とくしま消費者志向経営推進組織**」設立
消費者重視の経営へ
当初は経済団体、消費者協会、県の9団体で構成 ⇒ R2.10 2団体追加



- **地方企業初** **消費者志向経営優良事表彰**

R元 (株)広沢自動車学校が
「**内閣府特命担当大臣表彰**」を受賞



- **徳島県関係自主宣言事業者数36社** (全国206社) ※R3.5末

<活動事例>

- ・お客様の声をもとに、布製エコバッグの引き出物袋を商品開発するほか、食品ロス対策を積極的に推進 ((株)ときわ)
- ・消費者が持参した紙パックをトイレトーパーに交換する等、消費者を巻き込んだ参加型、循環型のリサイクル活動を展開 ((株)日誠産業)



((株)ときわ)



((株)日誠産業)

全国展開

◆四国4県連携事業

- SDG s の実現に向けて4県連携
 - ・「四国はひとつ消費者行政・消費者教育推進セミナー」
 - 令和3年3月18日にWEB開催



◆関西広域連合との連携

- 「サステナブル経営推進セミナー」
 - ・令和2年11月9日にWEB開催
- 「子どもの事故防止合同研修会」
 - ・令和3年1月18日にWEB開催



2019に
続き

◆「エシカル甲子園2020」開催

- 高校生が若者目線で「エシカル」を発信
 - 令和3年3月26日開催(オンライン併用)
 - 全国87校の予選を勝ち抜いた10校が参戦



国際連携の推進

◆「G20消費者政策国際会合」日本初開催 (R元.9.5~6)

- 消費者庁と共催
 - ・デジタル時代における若年者への消費者教育の重要性を世界と共有
 - ・世界38カ国・地域、国際機関から約300名が参加



国際連携体制構築

◆国際連携ネットワーク「TIS」を設置

- 戦略本部での (R2.2.21) 「国際交流」「共同研究」を支援
- 国際会合の参加者や、学識経験者で構成



R2.11.4 TIS会議開催

◆とくしま消費者政策研究・高等教育機関ネットワーク設置

(R3.3.8)

- 戦略本部・県と4大学+高専との連携・協力体制を強化

G20消費者政策国際会合のレガシーを継承！

オンデマンド配信中

WITHコロナ
の創意工夫



◆とくしま国際消費者フォーラム2020

- 国内外の有識者による先駆的な取組を世界へ発信！
 - ・世界の「エシカル消費」トップリーダーと徳島をWEB会議システムで繋ぎ、熱い議論を展開



国際会合の成果を継承・発展

本年10月
開催予定

◆とくしま国際消費者フォーラム2021

- デジタル社会における「世界各国の消費者課題」に対する「処方箋」や「SDG s の世界動向」を議論！
- ➔ アフターコロナを見据え、持続可能な社会の実現へ

3 「消費者基本計画」と「消費者教育推進計画」の今後のあり方

<今後のあり方>

- 現在、両計画は別立てで策定しているが、
 - ・ 新型コロナやDXなど、社会情勢の急激な変化に、スピード感を持って対応するためには、
 - ・ 「消費者の新たな課題→解決への道筋→全世代にわたる消費者教育→効果の検証」という一連の政策を、一体的かつ戦略的に展開することが不可欠。
- そこで、「消費者教育推進計画」の改定に1年早く着手し、「消費者基本計画」と一元化しようとするもの。

<一元化により期待される効果>

- 課題を解決するための先駆的な政策を盛り込んで、「新次元の計画」へと進化。
- 審議会における論議の一本化により、「県民の声をさらに反映した計画」へと進化。
- 県民目線に立った、「県民により一層わかりやすい計画」へと進化。

4 部会

○消費者基本条例第51条において、「審議会に部会をおくことができる」と規定。

○平成29年改定時と同様、「基本計画部会」を設置（7名程度）。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|-------|-----------------------|
| 7月 | 第1回消費生活審議会開催 |
| 8～10月 | 部会を3回程度開催 |
| 11月 | 第2回消費生活審議会開催（新計画案の承認） |
| 12月 | パブリックコメントの実施 |
| 2月 | 県議会に新計画案を報告 |
| 3月 | 新計画の公表 |